

COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン 利用規約 【新旧表】	
2025年8月1日時点	
～2025年8月31日	2025年9月1日～

第1章 総 則	第1章 総 則
(許諾の範囲) 第1条 当社は、音声通話をテキスト化することにより業務を効率化するクラウドサービスである、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン及びビジネス通話プラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。 2 本サービスのうち VPN コースの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス及び Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービスの契約が必要です。インターネットコースの利用には別途、契約者にてインターネット接続環境の用意が必要です。ビジネス通話プランの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス、Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービス、株式会社 NTT ドコモの FOMA、Xi、5G いずれかの音声回線及び通話録音サービス（音声回線のオプションサービス）の契約が必要です。この場合において、VPN コースの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービスの提供が開始されていない場合、インターネットコースの場合、インターネット接続環境が開通されていない場合、ビジネ	(許諾の範囲) 第1条 当社は、音声通話をテキスト化することにより業務を効率化するクラウドサービスである、COTOHA Voice Insightリアルタイムプラン及びビジネス通話プラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。 2 本サービスの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス、Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービス並びに株式会社 NTT ドコモの FOMA、Xi 又は 5G いずれかの音声回線及び通話録音サービス（音声回線のオプションサービス）の契約が必要です。この場合において、Arcstar Universal One サービス、Flexible InterConnect サービス及び株式会社 NTT ドコモの FOMA、Xi 又は 5G の音声回線による通話録音サービスの提供が開始されていない場合においても、本サービスの提供を開始するものとしす。本サービスのうち通話録音バックアップオプションの利用には、別途、Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービス（本サービスの利用に伴い契約するものとは別になります。）及び wasabi オブジェクトストレージサービスの契約が必要です。

ス通話プランの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービス及び株式会社 NTT ドコモの FOMA、Xi、5G の音声回線による通話録音サービスの提供が開始されていない場合においても、本サービスの提供を開始するものとします。ビジネス通話プランのうち通話録音バックアップオプションの利用には、別途、Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービス（ビジネス通話プランの利用に伴い契約するものとは別になります。）及び wasabi オブジェクトストレージサービスの契約が必要です。	
3 本サービスの利用（ビジネス通話プランを除く）には別途、当社が指定する業者（以下、「指定業者」といいます。）が提供する通話音声取得装置（以下、「本装置」といいます。）の購入及び保守サービスまたはレンタルサービスの申込みが必要です。また、保守サービスの提供範囲は指定業者の提供する契約書によるものとし、契約者は本サービスの申込みと同時に保守サービスに契約するものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）なお、契約者がレンタルサービスを選択する場合は、契約者と指定業者との間で別途契約（以下「レンタルサービス契約」といいます。）を締結するものとします。	3 削除
4 （略） 第 2 条～第 3 条 （略）	4 （略） 第 2 条～第 3 条 （略）
第 2 章 契約 （申込みと承諾） 第 4 条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、利用開始希望日の 20 営業日前までに当社所定の方法により申込みものとします。この際、第 1 条（許諾の範囲）に定める指定業者が提供する本装置の購入、設置導入作業及び保守サービスにも同時に申込みものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）	第 2 章 契約 （申込みと承諾） 第 4 条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、利用開始希望日の 20 営業日前までに当社所定の方法により申込みものとします。

2～5（略）	2～5（略）
（最低利用期間）	（最低利用期間）
第5条 本サービスには最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日（以下、「提供開始日」といいます。）から起算して1か月とします。<u>但し、提供開始日までに本装置の納品もしくは設置導入作業が完了しなかった場合、当該工事が完了した日を提供開始日とし、これにより契約者に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）</u>	第5条 本サービスには最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日（以下、「提供開始日」といいます。）から起算して1か月とします。
3 契約者は、前項に定める最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日（以下、「解約日」といいます。）から最低利用期間末日までの期間に相当する料金（<u>音声認識利用料(Google)（利用料に限りません。）並びにビジネス通話プランの</u>音声認識利用料及び会話分析レポートオプション利用料を除きます。）を日割り計算したものを一括して支払うものとします。その際の料金は、解約日に契約中のコースに基づき計算されます。	3 契約者は、前項に定める最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日（以下、「解約日」といいます。）から最低利用期間末日までの期間に相当する料金（音声認識利用料及び会話分析レポートオプション利用料を除きます。）を日割り計算したものを一括して支払うものとします。その際の料金は、解約日に契約中のコースに基づき計算されます。
（契約者の地位の承継）	（契約者の地位の承継）
第6条 法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。 <u>4</u> 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。	第6条 法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。 <u>2</u> 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
（契約者が行う本契約の変更）	（契約者が行う本契約の変更）

第 8 条 契約者は本契約内容の変更を行おうとするときは、別紙「料金一覧」に定める期日までに当社所定の方法により申し込むものとします。 2 前項に定める申込みがあったときは、当社は、第 4 条（申込みと承諾）の規定に準じて取り扱います。 3 変更後の料金は変更内容が適用された月から反映されます。変更内容が適用される時期は、第 1 項に定める申込み内容によって異なります。 4 契約者は本契約内容を変更する場合、別紙「料金一覧」に定める「サービス工事費」の変更工事費を支払うものとします。 5 <u>契約者（ビジネス通話プランを除く）は外線数を増やす場合には、更に「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち設定変更費、ソフトウェア初期費（追加分）を支払うものとします。なお、契約中の外線数を変更することにより機器変更が生じる場合、「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器初期費のうち通話音声取得装置初期費及びソフトウェア初期費、機器工事費のうち初期設定費及び設置導入費が再度発生します。但し、第 5 条第 3 項に定める料金は発生しません。外線数を減らす場合は、更に「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち設定変更費が発生します。なお、減少した分の外線数に関する保守費については返還しません。</u> 6 <u>契約者は、VPN コースとインターネットコースを跨ぐ契約の変更の必要がある場合は、該当となる契約を解約のうえ新たな申込みが必要です。その際、別途、「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費等のうち設置導入費およびコース変更費が発生します。但し、第 5 条第 3 項に定める料金は発生しません。なお、他のプランとビジネス通話プランを跨ぐ変更はできません。</u> 7 <u>契約者がレンタルサービスを選択した場合、前 2 項に定める費用等は、レンタルサービス契</u>	第 8 条 契約者は本契約内容の変更を行おうとするときは、別紙「料金一覧」に定める期日までに当社所定の方法により申し込むものとします。 2 前項に定める申込みがあったときは、当社は、第 4 条（申込みと承諾）の規定に準じて取り扱います。 3 変更後の料金は変更内容が適用された月から反映されます。変更内容が適用される時期は、第 1 項に定める申込み内容によって異なります。 4 契約者は本契約内容を変更する場合、別紙「料金一覧」に定める「サービス工事費」の変更工事費を支払うものとします。 5 <u>削除</u> 6 <u>削除</u> 7 <u>削除</u>
---	---

約に基づき契約者から指定業者に支払うものとし（ビジネス通話プランを除く）。 8 契約者は、利用する音声認識エンジンを変更する場合、変更申込を行った日の属する月の翌月以降で契約者が指定する月（変更申込を行なった日から起算して 1 年後の日が属する月までに限ります）の月初からの変更になり月の途中での変更はできません（ビジネス通話プランを除く）。	8 削除
（契約者が行う本契約の解約） 第 9 条 契約者は本契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、解約を希望する日の 10 営業日前までに当社に申込むものとし。 2 本契約の解約と同時に COTOHA Voice Insight バッチプラン利用規約に定める COTOHA Voice Insight バッチプランのサービス申込を行う場合は、COTOHA Voice Insight バッチプランの最低利用期間の計算において、本契約における利用期間を引き継ぐものとし（ビジネス通話プランを除く）。	（契約者が行う本契約の解約） 第 9 条 契約者は本契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、解約を希望する日の 10 営業日前までに当社に申込むものとし。 2 削除
第10条～第14条（略）	第10条～第14条（略）
（料金の支払義務） 第 15 条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して、解約日までの期間について、別紙「料金一覧」のうち「2 コース及び料金」に定める料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1 の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。 2 契約者は、提供開始日を含む月及び解約日を含む月の料金として、料金表に定める金額（音声認識利用料(Google)（利用料に限ります。）を除きます。）を日割り計算により算出した日数分の料金を支払うものとし。 3 削除	（料金の支払義務） 第 15 条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して、解約日までの期間について、別紙「料金一覧」のうち「2 コース及び料金」に定める料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1 の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。 2 契約者は、提供開始日を含む月及び解約日を含む月の料金として、料金表に定める金額（音声認識利用料及び会話分析レポートオプション利用料を除きます。）を日割り計算により算出した日数分の料金を支払うものとし。 3 削除

4 本装置及び第 24 条（通話音声取得装置の保守）に定める保守サービスの料金は、別紙「料金一覧」のうち「2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費」に定める「機器保守料金」の通りとしますが、詳細は当社担当者が個別に提示する料金表によるものとします。契約期間が 1 年を超過する場合、別途、第 1 条（許諾の範囲）に定める契約者と指定業者による保守サービス契約を更新する必要があります。それに伴い、保守サービスの料金が別途年に 1 回の頻度にて発生します（契約期間が 1 年未満である場合は「通話音声取得装置初期費」に含まれるため、発生しません。）。 5 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。 6 契約者（ビジネス通話プランを除く）がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとします。	4 削除 5 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。 6 削除
（工事費の支払義務） 第 16 条 本サービス契約の申込みまたは工事を要する変更申込みをし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙「料金一覧」に規定する工事費の支払いを要します本サービスの工事費とは、別紙「料金一覧」に定める通り「サービス工事費」及び「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」（ビジネス通話プランを除く）の合計額とします。ただし、工事の 5 営業日前までに工事の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。 2 契約者がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとします（ビジネス通話プランを除く）。	（工事費の支払義務） 第 16 条 本サービス契約の申込みまたは工事を要する変更申込みをし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙「料金一覧」に規定する工事費の支払いを要します。本サービスの工事費とは、別紙「料金一覧」に定める「サービス工事費」とします。ただし、工事の 5 営業日前までに工事の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。 2 削除

第 17 条～第 22 条 （略）	第 17 条～第 22 条 （略）
第 6 章 <u>通話音声取得装置（ビジネス通話プランを除く）</u> <u>（通話音声取得装置の工事）</u> 第 23 条 <u>本サービスの利用に伴う本装置に関する各種工事は、指定業者により提供されるもの</u> <u>とします。</u> <u>（通話音声取得装置の保守）</u> 第 24 条 <u>本装置の保守は、指定業者が行うものとします。本装置の保守が必要な場合、契約者</u> <u>は指定業者へ連絡するものとします。</u>	第 6 章 <u>削除</u> 第 23 条 <u>削除</u> 第 24 条 <u>削除</u>
第 7 章 損害賠償等 （責任の制限） 第 25 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負いません。 2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金（<u>音声認識利用料(Google)（利用料に限ります。）並びにビジネス通話プランの音声認識利用料及びビジネス通話プラン</u>会話分析レポートオプション利用料を除きます。）	第 7 章 損害賠償等 （責任の制限） 第 25 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負いません。 2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金（音声認識利用料及び会話分析レポートオプション利用料を除きます。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。	3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。
第 8 章 雑則 (免責) 第 26 条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決するものとし、当社に責任も負担させないものとします。 2 <u>当社は、本装置に関する製造物責任を負わないものとし（ビジネス通話プランを除く）、また、契約者による本サービス以外での本装置の利用について責任を負わないものとします。また、本装置を契約者自ら利用している機器等へ接続した結果、契約者が既に利用している各種設備等へ及ぼす影響について、当社は責任を負わないものとします。</u> 3～4 (略)	第 8 章 雑則 (免責) 第 26 条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決するものとし、当社に責任も負担させないものとします。 2 <u>削除</u> 3～4 (略)
5 本規約に明示的に規定されている場合を除き、当社は、商品性、正確性、特定目的への適合性、非侵害性又は中断のない使用に関する黙示の保証を含む全ての保証を否認します。当社は、<u>本装置の故障、不具合等により本サービスが利用できなかった場合および</u>音声認識結果による料金の減額又は返金は実施しません。 6 (略)	5 本規約に明示的に規定されている場合を除き、当社は、商品性、正確性、特定目的への適合性、非侵害性又は中断のない使用に関する黙示の保証を含む全ての保証を否認します。当社は、音声認識結果による料金の減額又は返金は実施しません。 6 (略)
7 <u>ビジネス通話プランにおいて</u>、株式会社 NTT ドコモが提供する「通話録音サービス」からの音声ファイルを受信できない場合、本サービスの機能を正常に提供できないことがあります。 8 当社が運用上必要と判断した場合に生じる通話試験の音声認識利用料は、<u>お客様</u>負担とし	7 株式会社 NTT ドコモが提供する「通話録音サービス」からの音声ファイルを受信できない場合、<u>当社は</u>、本サービスの機能を正常に提供できないことがあります。 8 当社が運用上必要と判断した場合に生じる通話試験の音声認識利用料は、<u>契約者</u>負担とし

す。

9（略）

第 27 条～第 36 条（略）

別紙 料金一覧

1. 料金に関する通則

(略)

2. コース及び料金

2-1-1 サービス料金（リアルタイムプラン月額利用料）

リアルタイムプラン利用時に発生する月額の利用料は下表の通りとします。料金詳細は、別途
当社担当者より個別に提示するものとします。

(1) 音声認識エンジン COTOHA 利用の場合

①システム利用料

料金項目	コース	単位
システム利用料	インターネットコース (COTOHA)	契約毎
	VPN コース(COTOHA)	

②音声認識利用料

料金項目	利用時間/日	利用日	単位
音声認識利用料 (COTOHA)	8 時間	月～金	外線数 毎
		毎日	
	10 時間	月～金	

ます。

9（略）

第 27 条～第 36 条（略）

別紙 料金一覧

1. 料金に関する通則

(略)

2. コース及び料金

2-1-1 削除

		<u>毎日</u>	
	<u>12 時間</u>	<u>月～金</u>	
		<u>毎日</u>	
	<u>24 時間</u>	<u>毎日</u>	

(2) 音声認識エンジン Google 利用の場合

①システム利用料

<u>料金項目</u>	<u>コース</u>	<u>単位</u>
<u>システム利用料</u>	<u>インターネットコース(Google)</u>	<u>契約毎</u>
	<u>VPN コース(Google)</u>	

②音声認識利用料

<u>料金項目</u>	<u>単位</u>
<u>音声認識利用料(Google)※</u> <u>基本料</u>	<u>外線数毎</u>
<u>音声認識利用料(Google)※</u> <u>利用料</u>	<u>1 分毎(音声認識利用時間による従量課金)</u>

※音声認識エンジン Google 利用の場合、音声認識利用料は基本料と利用料の両方が発生します。

※音声認識利用料(Google)の料金算出に利用する音声認識利用時間は、本装置から本サービスのサーバーに到達した音声通話の合計時間を 1 通話毎に 15 秒ごとに切り上げた通話時間を合算して計算します。これらは本サービスのサーバー上で測定するものとします。

2-1-2 契約変更内容一覧 (リアルタイムプラン)

2-1-2 削除

2-1-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

(1) インターネットコース、VPN コース (COTOHA、Google 共通)

変更内容		申込期限
外線数の 変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用時間 の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用日の 変更	月～金から毎日	変更希望日の 20 営業日前
	にする場合	
	毎日から月～金	変更希望月前月末から 20 営業日前
	にする場合	
音声認識開始時間の変更		変更希望日の 20 営業日前
音声認識エンジンの変更		変更希望月前月末から 20 営業日前
グローバル IP アドレスの変 更		変更希望日の 20 営業日前
その他の変更		変更希望日の 20 営業日前

※変更内容の申込期限として「変更希望日の 20 営業日前」と「変更希望月前月末から 20 営業日前」の両方が適用となる場合、申込期限は「変更希望月前月末から 20 営業日前」とします。

2-1-3 サービス工事費 (リアルタイムプラン)

料金項目	単位	工事費の額	工事費の額
------	----	-------	-------

2-1-3 削除

		(税抜)	(税込)
初期工事費	契約毎	100,000 円	110,000 円
変更工事費	契約毎	50,000 円	55,000 円

※同時に複数の契約変更を申し込んだ際は、1 契約分の変更工事費とします。

2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費（リアルタイムプラン）

通話音声取得装置の料金及び工事費は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

また、契約者がレンタルサービスを選択した場合は、指定業者より個別に提示するものとします。

大項目	詳細項目	単位
機器初期費	通話音声取得装置初期費	1 台毎
	ソフトウェア初期費	1 外線数毎
	ソフトウェア初期費（追加分）	1 外線数毎
	オプション初期費（任意）	1 台毎
機器工事費	初期設定費	1 台毎
	設置導入費	1 台毎
	設定変更費	1 台毎
	コース変更費	1 台毎
機器保守料金	ハードウェア保守料金	1 台毎
	ソフトウェア保守料金	1 外線数毎
	オプション保守料金（任意）	1 台毎

※本装置の利用が 4 年を超過する場合、新たに本装置を購入する必要があります。その際、別途ソフトウェア初期費は不要ですが、初期設定費及び設置導入費が発生します。

※機器保守料金は、契約期間が 2 年目以上の場合、年に 1 回の頻度にて発生します。契約期間

2-2 削除

が 1 年未満である場合は「通話音声取得装置初期費」に含まれるため、発生しません。なお、指定業者による保守サービスの提供期間は、本サービスの提供開始日から最長 4 年間です。	
2-3-1 サービス料金（ビジネス通話プラン月額利用料） ビジネス通話プラン利用時に発生する月額の利用料は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。 （１）ビジネス通話プラン （略） ※音声認識利用料の料金算出に利用する音声認識利用時間は、本装置から本サービスのサーバーに到達した音声通話の合計時間を 1 通話毎に 15 秒ごとに切り上げた通話時間を合算して計算します。これらは本サービスのサーバー上で測定するものとします。	2-3-1 サービス料金（月額利用料） 本サービス利用時に発生する月額の利用料は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。 （１）ビジネス通話プラン （略） ※音声認識利用料の料金算出に利用する音声認識利用時間は、本装置から本サービスのサーバーに到達した音声通話の合計時間を 1 通話毎に 15 秒ごとに切り上げた通話時間を合算して計算します。これらは本サービスのサーバー上で測定するものとします。
2-3-2 契約変更内容一覧（ビジネス通話プラン） （略）	2-3-2 契約変更内容一覧 （略）
2-3-3 サービス工事費（ビジネス通話プラン） （略）	2-3-3 サービス工事費 （略）
	附則（令和 7 年 7 月 25 日 C A S 1 サ 000400008291-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 9 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している COTOHA Voice Insight リアルタイムプランに関する料金、提供その他取扱いについては、なお従前のとおりとします。

	<u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
--	--